

八代中学校いじめ防止基本方針

八幡浜市立八代中学校

I いじめ問題に対する基本的認識

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を築くことができた場合であっても、いじめとして学校いじめ防止・対応組織へ情報提供する。

2 基本的認識（教職員の共通認識）

(1) いじめ問題に取り組む基本姿勢

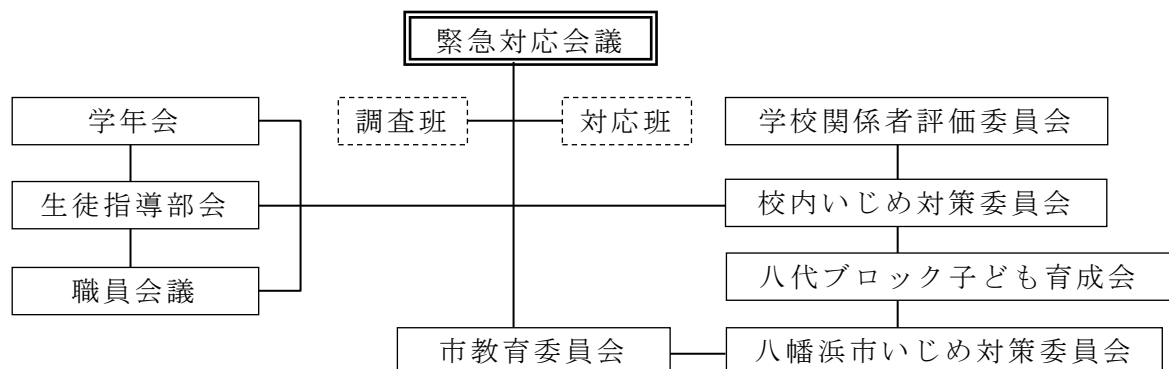
「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。」ことを理解し、日々継続して「未然防止」と「早期発見」に取り組まなければならない。いじめが認知された場合には「早期対応・早期解決」に取り組まなければならない。

(2) 教職員が持つべき基本的な認識

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは、大人（教師）には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめは、その行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- いじめは、学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となり連携して取り組むべき問題である。

II 推進体制

1 いじめ防止・対応組織



2 推進体制の具体

(1) 職務別の役割

職務内容	主な役割・対応の具体
学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめは絶対に許されない」ことの啓発、徹底指導を日頃より積極的に行い、学年・学級全体のいじめ根絶の意識を高める。 ・ 日頃から生徒観察や日記指導、教育相談等を通じ、生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないアンテナを高く保つ。 ・ 教職員間の情報交換、家庭との連携を密にし、状況把握、早期発見に努める。 ・ いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。（暴力行為には、複数教員の協力を得る。） ・ 生徒、保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、事実確認に努める。 ・ いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒等から直接聞き取り、正確な事実確認、状況把握を行う。 ・ 生徒指導担当、管理職への報告を迅速かつ正確に行うとともに、教員間で連携して効果的に対応する。必要に応じ、緊急対応会議を開き、具体的な支援体制、対応方法を計画する。 ・ いじめられた生徒への精神面のケアを行い、恐怖や不安感の除去に努めるとともに、徹底して守り通すという姿勢を示す。「あなたが悪いのではない」ということを伝え、本人への自尊感情を大切にしている指導に留意する。 ・ いじめた生徒への指導を効果的に行い、自らの行為の責任の重さを自覚させる。 ・ 学級活動や集会の場を工夫し、学年・学級の生徒に、発生事例の重大さを認識させ、いじめ根絶の意識を高める。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育活動の様々な場面において、命の大切さの啓発を図る。 ・ 保健室経営からの生徒観察、教育相談等を通じ、実態把握に努め、学級担任等の情報交換、連携を図る。 ・ いじめられた生徒への精神面のケアに努める。
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休み時間や昼休みの校内巡視、放課後や休日の校区内巡回等において生徒間の異常の有無の把握に努める。（巡視計画） ・ いじめの早期発見のための具体的な対応を立案、実施する。 ・ 職員会や校内研修等において生徒の情報交換の場を設定し、全教職員の共通理解を図る。 ・ 日頃から関係機関（青少年センター、市教育支援室等）との情報交換や連携に努める。 ・ 定期的なアンケート調査、教育相談の実施計画に取り組む。
管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の間を通じ、「いじめは絶対に許されない」ことの指導や啓発に努め、学校全体にいじめ根絶に向けての雰囲気醸成を図る。 ・ 学校の教育活動全体を通じた人権教育、道徳教育の推進計画に積極的に取り組めるよう指導、助言を行う。 ・ 生徒及びその保護者、教職員が、いじめに関する相談を行える体制を整備する。 ・ 学校における教育相談が有効に機能しているかどうか点検する。（スクールカウンセラーの活用・連携）

(2) いじめ防止・対応組織の役割（各メンバーは柔軟に構成し対応する）

組 織 名	構成メンバー	役 割 の 概 要
学年部会	学年主任、学級担任 副担任	・ 学年主任をチーフに、各学級における未然防止・早期発見・情報交換に努める。
生徒指導部会	生徒指導主事、 学年主任 等	・ 各学年間の情報交換及び事例に対する対応等の共通理解を図る。
※職員会	全教職員	・ 全教職員による対応、指導内容等の共通理解を図る。
※緊急対応会議	全教職員 (スクールカウンセラー 含む)	・ いじめ発生時の緊急対応について協議し、具体的な対処方法について共通理解を図る。
※調査班	学年主任、生徒指導主事 学級担任、養護教諭 部活動顧問等	・ 必要に応じて編制し、正確な実態把握に努める。
※対応班	学年主任、学年部教職員 生徒指導主事、 部活動顧問 養護教諭 スクールカウンセラー等	・ 必要に応じて編制し、具体的な対応、指導に努める。
※校内いじめ対策委員会 (臨時含む)	P T A 役員(会長・副会長・ 学級役員等) 校長、教頭、 生徒指導主事、教務主任、 学年主任、養護教諭	・ 毎学期定期に開催。必要に応じ臨時に開催。P T A 代表保護者への状況説明、意見交換の場を設定する。
学校関係者評価 委員会 八代ブロック子 ども育成会	学校関係者評価委員 地域関係者	・ 必要に応じ、地域の関係者への状況説明、意見交換の場を設定する。

※いじめ問題対応として、臨時に招集

III いじめの未然防止

1 教育活動を通しての取組

- (1) 誰もが居心地の良い学校づくり
 - ・ 互いを思いやり、認め合い、支え合う、温かい集団づくりに努める。
 - ・ 時と場に応じた適切な行動、さわやかな挨拶の実践を進める。
- (2) 分かる楽しい授業づくり
 - ・ 生徒が意欲的に学び、分かる喜びが味わえる授業づくり
 - ・ 生徒一人一人の個性や良さを認め合える授業づくり
- (3) 道徳科の授業の工夫・充実
 - ・ 自他の命を尊重し、他人を思いやる心を育てるための教材・資料の開発、活用
 - ・ いじめの未然防止につながる人間性豊かな心、道徳的判断力を培うための授業実践
- (4) 学級活動・集会活動等の工夫・充実
 - ・ 年間指導計画に沿った人権・同和教育に関する授業実践
 - ・ 生徒相互の話合いや意見交換の場を充実させ、いじめをしない、させない、許さない意識の高揚を目指した温かい集団づくり
 - ・ 情報モラル教室の実施
- (5) 学校行事・生徒会活動・ブロック活動等の充実
 - ・ 生徒相互、地域の方との触れ合いを重視した活動の工夫、充実
 - ・ 福祉体験・ボランティア体験・就業体験等の工夫、充実
 - ・ 他者とのコミュニケーション力を重視した豊かな人間関係の構築

2 教職員研修の充実（校内研修・職員会等）

- (1) 生徒に関する情報交換及び共通理解
 - ・ 生徒指導担当からの生徒情報の共通理解（職員朝礼）
 - ・ 毎月の職員会における情報交換の実施
- (2) 校内研修の工夫
 - ・ アンケートの実施及び結果を基にした校内研修の実施
 - ・ 外部講師を活用した情報モラル研修の実施

IV 早期発見

1 日常的な取組

- (1) 生徒観察
 - ・ 始業前、休み時間、昼休み、放課後等の巡視、生徒への積極的な声掛け
 - ・ 長期休業中の校外巡視
- (2) 個々の生徒からの情報収集
 - ・ 日記（王子の森）指導を活用した情報把握
 - ・ チャンス指導の工夫

2 教育相談活動

- (1) 定期の教育相談の機会を通じたの情報収集
- (2) 個人懇談、学級懇談会、家庭訪問等の機会を通じたの情報収集
- (3) スクールカウンセラーの積極的活用
- (4) いじめ相談ダイヤル等の情報提供・啓発

3 アンケート・実態調査

- (1) 「やわたはま元気ノート」の実施（全校生徒対象：2か月ごとに実施）
- (2) 学校生活調査の実施（全家庭対象：学期ごとに実施）
- (3) 学校評価アンケートの実施（生徒・保護者・教職員対象：年2回実施）
- (4) 学校生活についての調査の実施（全校生徒対象：市教育支援室より）

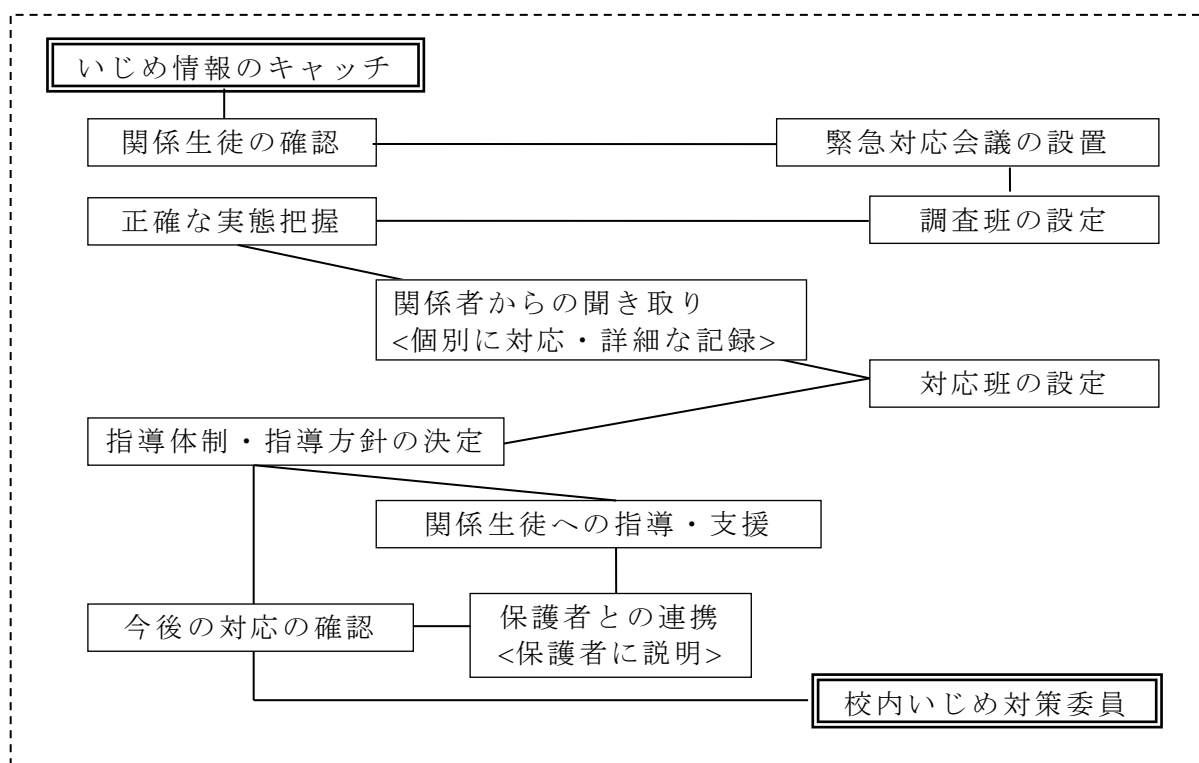
4 家庭・地域・関係諸機関との連携・啓発

- (1) 学校、学年、学級だより等の発行・啓発

- (2) 校内いじめ対策委員会における情報交換（毎学期）
- (3) 八代ブロック子ども育成会における情報交換（毎学期）
- (4) 学年・学級PTA懇談会・PTA役員会等における情報交換

V 事案対処

1 いじめ対応の基本的な流れ



- (1) 正確な実態把握
 - ・ 調査する教職員の役割分担を考える。（調査班の設定）
 - ・ 当事者双方及び周りの生徒から個々に聞き取り、記録する。
 - ・ 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握する。
- (2) 指導体制・指導方針の決定
 - ・ 指導のねらい、内容を明確にし、全ての教職員の共通理解を図る。
 - ・ 対応する教職員の役割分担を考える。（対応班の設定）
 - ・ 教育委員会、関係機関との連携を図る。
- (3) 関係生徒への指導・支援
 - 〈被害生徒、協力生徒の対応・心のケア〉
 - ・ 被害生徒や協力生徒の安全を確保し、心配や不安を取り除く。
 - ・ 被害生徒にとって信頼できる人との連携を図り、支えられる体制を作る。
 - ・ 被害生徒のカウンセリングを行い、心のケアに努める。
 - 〈加害生徒の指導〉
 - ・ 加害生徒に、相手の苦しみや痛みを理解させる指導を十分に行う。
 - ・ 「いじめは絶対に許されない行為である」という人権意識を持たせる。
 - ・ 加害生徒の抱える問題など、いじめの背景にも目を向け指導を深める。
 - ・ 場合によっては出席停止など、市教育委員会と連携しながら対応する。
- (4) 保護者との連携
 - ・ 被害生徒の保護者に直接会い、事実と具体的な対応について説明する。
 - ・ 今後の対応として、学校との連携方法を話し合う。
 - ・ 加害生徒の保護者に直接会い、事実を伝え、家庭での指導の協力を得る。
- (5) 今後の対応の確認
 - ・ 全教職員で指導、支援する体制を確立し、継続した対応を行う。
 - ・ スクールカウンセラーの協力も含め、被害生徒の心のケアに当たる。
 - ・ 校内いじめ対策委員会、PTA役員会等において事例報告を行い、協力を得る。

(6) 関係機関等との連携

- ・ 八代ブロック子ども育成会、市いじめ対策委員会、市教育委員会支援室、市いじめ問題等緊急支援委員会（対応サポートチーム）、警察署生活安全課等

VI いじめの重大事態への対応

1 重大事態の認識

- (1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ア 生徒が自殺を図った場合
 - イ 生徒が重大な傷害を負った場合
 - ウ 生徒の金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 生徒が精神性の疾患を発症した場合
 - オ その他、状況から重大事態と判断される場合
- (2) 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - ア 年間 30 日を目安
 - イ 一定期間連続して欠席している場合
- (3) 被害生徒、その保護者から重大事態に至ったという申立てがあった場合

2 重大事態の報告

- ・ 重大事態に該当する事例が発生、または認識された場合は、学校長は市教委に報告する。
- ・ 市教委からの指導、助言を受け、全教職員の共通理解の下で対応する。

3 調査及び組織

(1) 重大事態調査組織の設置

- ア 専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性の確保に留意する。
- イ 専門機関（専門家）等の第三者の介入
 - ・ 学識経験者、精神科医、弁護士、心理や福祉の専門家等

(2) 事実関係を明確にするための調査を実施

- ・ いじめ行為の事実関係を網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 事実を正しく認識し、必要に応じ調査内容の再分析、新たな調査に努める。

(3) 被害生徒及びその保護者に対する情報提供及び説明

- ・ 調査からの事実を適切に提供する。（適時、適切な方法で、経過報告する。）
- ・ 関係者の個人情報に配慮する。

(4) 加害生徒及びその保護者に対する情報提供及び説明

- ・ 調査からの事実を適切に提供する。（適時、適切な方法で、経過報告する。）

(5) 調査結果の報告

- ・ 調査結果を市教委に適切に報告する。
- ・ 希望により、被害生徒及びその保護者の所見を調査結果に加える。

ネット上のトラブルへの対応

「ネット上のいじめ」の特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷されることが多く、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ネットの持つ匿名性や非対面性から、安易に誹謗・中傷を書き込めるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にでき、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、流出した個人情報は、回収が困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの通信機器の利用状況や利用しているアプリを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態把握が難しい。

掲示板やラインにおける誹謗・中傷・不適切な書き込み等への対応

1. 「ネット上のいじめ・不適切書き込み」の発見

「ネット上のいじめ・不適切書き込み」に関する情報は、教職員よりも生徒や保護者からの情報によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

- 生徒及び保護者に生活調査を実施し、情報を収集する。
- 情報提供者から直接聞き取りを行い、必ず記録を取る。
- 情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

2. 内容の確認と保存

掲示板等への書き込みの場合、URL を控えプリントアウトなどで内容を保存する。

- パソコンから閲覧できない場合は、携帯電話からアクセスする。
- プリントアウトができない場合は、スクリーンショットやデジタルカメラでの撮影をする。

グループラインの場合、スクリーンショットやデジタルカメラで内容を保存する。

- 携帯電話を学校に持参してもらい、内容を確認する。

書き込みの内容が緊急性を要する場合、関係機関に連絡する。

- 犯罪に関わるケース…警察（被害の生徒・その保護者から被害届）
- 生徒指導事案、人権侵害事象…教育委員会

3. 削除依頼及び開示請求

掲示板等への書き込みの場合、被害の生徒と学校が協力しながら依頼及び請求を行う。

- 掲示板のトップページから、「管理者」や「問い合わせ」を検索する。
- 該当箇所に件名、内容等の事項を書き込み送信する。（個人情報是不要）
- 加害生徒には速やかに削除させ、削除依頼もする。
- 管理者が不明な場合、プロバイダへの削除依頼を行う。それでも削除されない場合、警察署や法務局に相談し、対処方法を検討する。

※ グループラインの場合、加害生徒には速やかに削除させ、同グループメンバーの拡散状況を確認し、削除依頼もする。

ネット上のいじめが発見された場合の生徒への対応

被害の生徒

加害生徒の特定に時間が掛かったり、個人情報が多方面に流出したりする可能性があるため、心のケアに対する体制や指導の仕方、関係機関との連携についてケース会議で検討する。
また、生徒や保護者と話合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、連携を強化する。

加害の生徒

加害生徒自身がいじめに遭っていて、その仕返しの場合もあるため、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べる。事情が明確になった時点で、適切な対応を行う。
また、生徒や保護者に対して、「いじめ」は許されない行為であることを説明し、再発させないためにも家庭での通信機器の利用の仕方について説明を行う。

必要な指導を行っているにもかかわらず繰り返される場合、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、教育委員会や警察と連携した対応となる。

【「死ね」「消えろ」などの相手を脅すような内容】…脅迫罪（刑法第222条）

【「気持ち悪い」「うざい」などの相手を中傷する悪口】

…名誉毀損罪、侮辱罪（刑法第230条、231条）

※ 上記の事態とならないよう、早期発見、早期対応に努める。そして、「ネット上のトラブル」における加害生徒、被害生徒が0となるよう、生徒への指導を繰り返し行う。また、保護者に対しても、「八幡浜市の共通のきまり」や「各家庭のルールづくり」の啓発を行い、学校と家庭が連携して生徒を守り、育てる。